

報第 13 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

酒田市中央公民館ホールの吊り物の故障による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 9 号

損害賠償の額の決定について

令和6年5月26日に発生した酒田市中心公民館ホールの吊り物の故障に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月22日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被 害 者	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇	酒田市中心公民館 ホール	講演会の会場を変更したことに伴い 被害者が要した経 費	135,265円

議第 7 0 号

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（5）前各号に掲げるもののほか、特別の理由がある者

第 1 4 2 条第 2 項中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市税条例の規定は、令和 6 年 7 月 2 9 日から適用する。

（提案理由）

災害の被災者等に対する入湯税の課税免除の規定を設けるため、所要の改正を行うものである。

議第 7 1 号

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の酒田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和6年7月25日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図るため、所要の改正を行うものである。

議第 7 2 号

酒田市営住宅条例の一部改正について

酒田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市営住宅条例の一部を改正する条例

酒田市営住宅条例（平成 1 7 年条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免又は徴収猶予）

第 4 2 条の 2 市長は、入居者に特別の事情があると認めたときは、別に定める基準により、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市営住宅条例の規定は、令和 6 年 8 月 6 日から適用する。

（提案理由）

災害の被災者等に対する市営住宅の駐車場使用料の減免規定を設けるため、所要の改正を行うものである。

議第 7 3 号

酒田市公共賃貸住宅条例の一部改正について

酒田市公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 9 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

酒田市公共賃貸住宅条例（平成 1 7 年条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場使用料の減免又は徴収の猶予）

第 3 2 条の 2 市長は、入居者に特別の事情があると認めたときは、駐車場使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市公共賃貸住宅条例の規定は、令和 6 年 8 月 6 日から適用する。

（提案理由）

災害の被災者等に対する公共賃貸住宅の駐車場使用料の減免規定を設けるため、所要の改正を行うものである。

諮第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

省 略